

尼崎市障害者計画の基本施策(取組内容)の更新(案)【第1部会:基本施策1・2】

資料 1

理念 課題	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート	更新の考え方		取組内容(更新案)
				今後の取組方向	手法	理由・視点など	
<p>基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p>							
<p>重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり</p>							
<p>基本施策1: 保健・医療</p>							
(1) 医療・リハビリテーション		① 公的医療費助成制度の実施	<p>●障害のある人の身体等の状態を軽減するための医療や、慢性疾病にかかっている子どもの健全な育成を図るための医療について、医療費の助成を行います。</p>	<p>・医療費助成は障害のある人にとって必要不可欠な制度であるが、利用要件や申請方法など制度内容が複雑であるため、引き続き、対象者への分かりやすい説明に努めるとともに、広報誌やホームページを活用し、一層の制度周知を図っていく。また、今後も現行制度を継続的かつ安定的に実施していくよう努める。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害のある人の身体等の状態を軽減するための医療や、慢性疾病にかかっている子どもの健全な育成を図るための医療について、医療費の助成を行う<u>とともに、一層の制度周知を図ります。</u></p>
			<p>●障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療費の自己負担額を軽減する助成制度を継続的に実施します。</p>				
			② 地域の医療体制等の実施	<p>●障害のある人が身近なところで安心して医療を受けられるよう、医療関係者に対して障害への理解促進を図るとともに、医療機関との連携体制の構築や情報の共有など地域の医療体制の充実に取り組みます。</p>	<p>・県立尼崎総合医療センターとの協議等については、当事者団体からの要望事項等も勘案し、引き続き、本市の意見等を伝えていく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>
③ リハビリテーションの充実	<p>●障害の状況に応じた効果的な治療・訓練が提供できるよう、身体障害者福祉センターやデイケア事業所等におけるリハビリ教室、訓練講座の開催等を行うとともに、医療機関との連携によりリハビリテーション体制の充実に取り組みます。</p>	<p>・リハビリテーションの充実に向けては、身体障害者福祉センターの実施事業の利用ニーズを把握し、その充実に努め、利用者数の増加につなげていく。</p>	更新	<p>・「兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター」の取組などを追記する。</p>	<p>●障害の状況に応じた効果的な治療・訓練が提供できるよう、身体障害者福祉センターやデイケア事業所等におけるリハビリ教室、訓練講座の開催等を行うとともに、<u>兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター)や地域の訪問看護ステーション等との連携により、地域の</u>リハビリテーション体制の充実に取り組みます。</p>		
	<p>・リハビリが必要な人を円滑に支援へつなげていけるよう、引き続き、「兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター」や地域の訪問看護ステーション、県との連携を密に図っていく。</p>						

理念	課題	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート	更新の考え方		取組内容(更新案)
					今後の取組方向	手法	理由・視点など	
(2) 精神保健に対する施策			① 医療・相談支援の充実	<p>●精神障害のある人への支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害のある人の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行を促進するため、保健・医療・福祉サービスや地域相談支援(地域移行・地域定着支援)の提供体制の充実に取り組みます。</p>	<p>・入院患者への退院支援については、「兵庫県第5期障害福祉推進計画」においても、長期入院患者数の減少を目標に掲げていることから、今後、兵庫県外の精神科病院に対しても、新規入院者の早期退院支援や長期入院者の退院促進等について働きかけるなど、幅広く入院患者の調査・支援を行っていく。</p> <p>・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」の設置・開催に向けては、自立支援協議会と連携を密に図るとともに、当事者団体の意向等も十分に考慮しながら、地域の実態把握や課題の抽出、支援機関の連携等について協議を進めていく。</p>	更新	<p>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を追記する。</p>	<p>●精神障害のある人が可能な限り地域において支援が受けられるよう、保健や医療、福祉関係者等のほかに、当事者やその家族が参画する「協議の場」を定期的に開催し、支援状況や地域課題について協議・検討を進めます。また、保健・医療・福祉サービスや地域相談支援(地域移行・地域定着支援)、自立生活援助等の提供体制の充実を図るなど、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。</p>
				<p>●精神保健福祉相談や思春期及び老人精神保健相談など各種相談事業に取り組みます。治療中断の人やひきこもりなどが原因で治療を受けられない人に対しては、訪問を実施し適切な治療につなげるなど、精神障害のある人の地域生活の支援に努めます。</p>	<p>・今後も精神通院など治療を必要とする人の増加が見込まれるため、引き続き、相談・訪問事業に取り組み、その支援にあたっていく。</p>	更新	<p>・依存症対策(アルコール、薬物、ギャンブルなど)を追記する。</p> <p>・専門相談機関との連携を追記する。</p>	<p>●精神保健福祉相談や思春期相談、依存症専門相談など各種相談事業に取り組みむとともに、精神保健福祉相談員や保健師による訪問等を実施し適切な治療につなげます。また、兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県精神保健福祉センターなど)と連携を図るなどし、精神障害のある人の地域生活の支援に努めます。</p>
				<p>●関係団体や当事者及びその家族など、色々な立場の方の視点で相談支援を行い、様々な内容に対応できるよう支援体制の充実を図ります。</p>		継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●当事者やその家族、関係団体など様々な視点からの相談支援を行うことで、個別の内容や幅広いニーズにも対応できるよう支援体制の充実を図ります。</p>
			② 理解・知識の普及等	<p>●精神障害に関する正しい理解と認識を深めることができるよう、こころの健康相談・健康教育や家族教室の実施、心の健康のつどい講演会を開催するとともに、参加対象に応じた取組やニーズの把握に努めることで、開催内容の充実を図ります。</p>	<p>・自殺対策については、引き続き、思春期相談を実施し、若年層に対する早期支援や治療につなげていくとともに、教員や生徒・児童、保護者に対して、SOSの出し方に関する教育がスムーズに行えるよう、関係機関で連携を図り、実施体制について検討していく。また、救急医療機関等と連携し、自殺未遂者に対して相談資料を配布するなど、再度の自殺企図を防ぐための支援を推進し、自殺者の減少を図る。</p>	統合して更新	<p>・PDCAにおいて、一体的な進捗管理、評価をおこなっているため、統合する。</p> <p>・自殺対策を追記する。</p>	<p>●精神障害に関する正しい理解と認識を深めるとともに、自殺対策の一層の推進を図るため、こころの健康相談・健康教育や家族教室の実施、心の健康のつどい講演会を開催します。また、参加対象に応じた取組やニーズの把握に努めるほか、啓発事業などを行うにあたっては、当事者やその家族等が活動する団体等と協力や連携を図ることで、開催内容の充実に取り組みます。</p>
				<p>●啓発事業などを行うにあたっては、当事者やその家族等が活動する団体等と協力や連携を図ります。</p>		継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●必要な救急医療が提供できるよう、兵庫県の精神科救急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科救急医療の充実に努めます。</p>
			③ 精神科救急医療への対応	<p>●必要な救急医療が提供できるよう、兵庫県の精神科救急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科救急医療の充実に努めます。</p>	<p>・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正の有無など、国の動向を踏まえながら、措置入院者への支援体制や精神科救急における課題等も含めて、精神障害のある人が地域で安心して暮らしていけるための「地域包括ケアシステム」のあり方について検討していく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●必要な救急医療が提供できるよう、兵庫県の精神科救急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科救急医療の充実に努めます。</p>

理念	課題	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート	更新の考え方		取組内容(更新案)
					今後の取組方向	手法	理由・視点など	
		(3) 難病等 に対する施 策	① 医療・ 相談支援の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 難病患者やその家族等が抱える日常生活上での悩みや不安、療養に関する相談に対して支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上に取り組みます。また、医療機関や兵庫県難病相談センターとの連携を図ります。 	<p>・今後も、難病当事者や関係機関による相談体制の充実や周知の強化を図るとともに、難病講演会においても、引き続き、患者や家族、その支援者に対して、各テーマに関する意識づけが図られるよう取り組んでいく。</p>	更新	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談機関との連携を追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 難病患者やその家族等が抱える日常生活上での悩みや不安、療養に関する相談に対して支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上に取り組みます。また、<u>兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県難病相談センターなど)や医療機関と連携を図るなどし、難病患者の地域生活の支援に努めます。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ● 関係団体や当事者及びその家族など、色々な立場の方の視点で相談支援を行い、様々な内容に対応できるよう支援体制の充実を図ります。 	継続			<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。 				
② 理解・ 知識の普及 等			<ul style="list-style-type: none"> ● 難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会を開催します。また、保健・医療・福祉サービスの提供等に当たっては、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮したものとなるよう、関係機関に対して理解と協力の促進に努めます。 			統合して 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAにおいて、一体的な進捗管理、評価をおこなっているため、統合する。 ・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会を開催する<u>とともに</u>、本人や家族同士の交流を促進します。また、保健・医療・福祉サービスの提供等に当たっては、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮したものとなるよう、関係機関に対して理解と協力の促進に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 難病患者やその家族等の日常生活における不安の解消や精神的負担の軽減を図るため、本人や家族同士の交流を促進します。 							

理念	課題	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート	更新の考え方		取組内容(更新案)			
					今後の取組方向	手法	理由・視点など				
(4) 障害の原因となる疾病の予防・支援等			① 早期発見・早期支援の推進	●乳幼児健康診査を実施するとともに、発達の遅れや障害が疑われる乳幼児に対して適切な支援を行います。	・乳幼児健診等を通じ、子どもの発達課題の早期発見、早期支援につなげているが、関係機関とも連携し、引き続き、親子への継続的な支援を実施していく。	更新	<ul style="list-style-type: none"> ここでは、子どもの早期発見・支援を記載する。 いくしあでの取組を追記する。 	●乳幼児等の健康診査や専門相談、療育教室を実施して、発達の遅れや障害が疑われる子どもの早期発見・支援に取り組みます。また、「子どもの育ち支援センター(いくしあ)」において保育園や幼稚園、学校等と連携を図るなどし、発達に課題を抱える子どもを適切な支援につなげます。			
				●各種健康相談などを実施するとともに、疾病に対する啓発等を行い、医療機関受診への気づきとなるよう取り組みます。	・就学前後にかかる発達障害等の早期発見・早期支援については、引き続き、各種相談事業や関係機関による連絡会等を開催するとともに、専門機関との協力・連携に努めていく。また、尼崎市医師会や市内関係局(子ども青少年局、教育委員会)とともに、今後の対応に向けて検討を進めていく。				統合して更新	<ul style="list-style-type: none"> ここでは子どもだけでなく、保健における早期発見・支援の内容を記載する。 「いくしあ」における取組は、別に記載する(早期発見・支援は上記の取組に、発達評価等は基本施策3「療育・教育」の①で整理)。 	●障害の原因となる様々な疾病等の早期発見を進めるため、各種健康相談や健康教育など疾病に対する啓発等を実施し、早期受診の必要性について周知を図るとともに、必要な支援につなげます。
				●障害の原因となる疾病等の早期発見及び治療、早期支援に取り組みます。	・「いくしあ」においては、引き続き、発達相談や施設支援事業を軸に取組を進めていく。また、定期的にくしあと障害児の支援機関等との意見交換の場を持ちながら、事例を参考に運用の改善を図るとともに、連携・情報共有に取り組んでいく。						
② 健康づくりの推進	●糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、健康診査や保健指導の実施に取り組みます。	・今後も各種分析結果に基づき、様々な受診率向上対策、生活習慣病の発症、重症化予防対策、認知症の発症予防や進行遅延など、市民が自ら生活習慣の改善や、社会資源を選択できる環境を整備していくための事業を実施していく。また、引き続き、尼崎市健康増進計画(尼崎市国民健康保険特定健康診査等第3期実施計画・保健事業実施計画(データヘルス計画)第2期)で定めた各種指標の達成を目指すことで、市民の健康寿命の延伸、医療費適正化を推進していく。	継続	<ul style="list-style-type: none"> PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。 	●糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健康診査や保健指導等の実施に取り組みます。						

理念	課題	基本施策		評価・管理シート 今後の取組方向	更新の考え方		取組内容(更新案)
		取組項目	取組内容(現行)		手法	理由・視点など	
基本施策2: 福祉サービス、相談支援							
(1) 障害福祉サービス等	① 訪問系サービスの充実	●障害のある人のニーズや実態に応じて、在宅の障害のある人に対する日常生活または社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所など訪問系サービスを提供します。		更新	<ul style="list-style-type: none"> 在宅生活を支えるサービスとして、居宅サービスに限って記載し、外出支援サービス(同行援護、行動援護)は基本施策5で記載する。 短期入所は別に記載する。 	●障害のある人の在宅生活を支えるため、個々のニーズや生活状況に応じた必要な居宅サービス(居宅介護、重度訪問介護など)を提供します。	
	② 日中活動系サービスの充実	●自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練(機能訓練、生活訓練)並びに就労支援や就労の機会(就労移行支援、就労継続支援)を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスや移動支援事業などサービスの給付については、引き続き、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。また、高齢障害者のサービス利用や同行援護の支給決定に係る運用基準等については、各中核市や近隣市の状況を調査・分析するなどし、検討を進めていく。 	更新	<ul style="list-style-type: none"> 通所のうち、就労系サービスは基本施策4に移行する(生活介護は要検討)。 	●常時介護を必要とする障害のある人が自ら選択する地域で安定した生活を営むことができるよう、日中の通所サービス(生活介護など)を提供します。	
	③ 福祉用具の利用支援等	●補装具・日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具については、引き続き、新たな給付品目である「地上デジタル対応ラジオ」が対象者に給付されるよう、視覚障害のある人の当事者団体を通じて周知を図っていくとともに、今後も利用ニーズに合った給付品目となるよう、近隣市と情報を共有するなど検証を行っていく。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。 	●補装具や日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進します。	
					新設	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所や日中一時支援によるレスパイト等を記載する。 	●家族や介護者の病気や急用、休息等の理由によって、一時的な受け入れを必要とする障害のある人に、短期間の入所または一時的な預かりのサービス(短期入所、日中一時支援)を提供します。

理念	課題	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート	更新の考え方		取組内容(更新案)				
					今後の取組方向	手法	理由・視点など					
			④ その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅での入浴や通所等による入浴が困難な重度障害のある人に、引き続き訪問入浴サービス事業を実施します。 ●地域において現に住居を求めている障害のある人が低額な料金で居室等の利用ができ、日常生活に必要な便宜を受けることができる福祉ホームの運営を助成します。 ●家族や介護者の病気・急用等により一時的な預かりが必要となった場合に、日中活動の場の提供や介護を行うため、日中一時支援事業等を実施します。また、緊急的に宿泊をとまう一時的な預かりが必要な場合、短期入所を補充する施策として一時保護者事業を行います。 ●障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、年金及び諸手当の給付や各種の支援・優遇措置などに関する情報の提供に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援事業の利用拡大に向けては、制度拡充後に新たに指定を受けた事業所の事例や状況を紹介するなど、引き続き、指定基準の緩和により対象となる日中活動系サービス事業所への周知や協議等を行い、参入を促していく。 	統合して継続	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅での入浴や通所等による入浴が困難な重度障害のある人に、引き続き訪問入浴サービス事業を実施します。また、地域において現に住居を求めている障害のある人が低額な料金で居室等の利用ができ、日常生活に必要な便宜を受けることができる福祉ホームの運営を助成します。 				
		⑤ サービスの質の向上等		<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービスまたは相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等の提供者に対し、必要な情報の提供等に取り組みます。 ●障害福祉サービス等の提供者に対し、従事者の資質向上のための研修機会を確保することや、労働法規等の遵守を指導します。 ●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や福祉・保健・医療などの関係者で構成する自立支援協議会を開催し、適切かつ良質な障害福祉サービス等を提供するために必要な取組や課題等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。 					<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への適正なサービス提供の確保については、引き続き、事業所説明会や事業所への実地指導を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組むとともに、請求審査システムを活用して重複チェック等を行うなどし、増大する請求事務への対応に努めていく。 ・障害児通所支援事業所の適正給付にあたっては、指定基準や支給決定基準の理解が進むよう、指定事業所に対する集団指導等を開催するなど、新たな組織体制において、効率的かつ効果的な実施手法を確立しながら、サービスの質の向上を図っていく。 ・移動支援事業については、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。また、報酬区分(単価)の運用の見直しを円滑に進めるとともに、他の外出支援サービス(同行援護、行動援護など)の基準や運用との整理等を進め、適切なサービスの提供に向けても取り組んでいく。 ・感染症が収束するまでの間のサービス提供体制の維持・確保に向けては、指定事業者等と連携を密に図り、国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の着実な実施に取り組んでいく。 	移設	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所とあわせて別で記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、年金や諸手当の給付、各種の支援・優遇措置などに関する情報提供に取り組みます。
				<ul style="list-style-type: none"> ●サービスや相談支援が円滑に提供されるよう、これらの事業者に対して必要な情報等を提供します。また、障害福祉サービスや移動支援等の支給決定基準(ガイドライン)の周知と確実な運用を行うとともに、ガイドラインの基準を超える際は、医療や福祉関係者等で構成する審査会を開催するなどし、障害のある人への適切なサービス提供等に取り組みます。 ●サービスや相談支援の事業者に対し、従事者の資質向上のための研修機会の確保や労働法規の遵守、運営状況の評価と結果公表等に取り組むよう指導します。また、事業所への実地指導や請求審査の結果等を報告する説明会を開催するなどし、サービスの質の向上を図ります。 ●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や福祉・保健・医療などの関係者で構成する自立支援協議会「ガイドライン検討部会」を開催し、各種ガイドラインの運用状況の検証を行うほか、適切かつ良質なサービス提供のために必要な取組・課題等について共有を図るなど、相互の連携の緊密化に努めます。 								
			(1) 障害福祉サービス等	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症が収束するまでの間のサービス提供体制の維持・確保に向けては、指定事業者等と連携を密に図り、国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の着実な実施に取り組んでいく。 	更新	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定基準(ガイドライン)について追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●サービスや相談支援が円滑に提供されるよう、これらの事業者に対して必要な情報等を提供します。また、障害福祉サービスや移動支援等の支給決定基準(ガイドライン)の周知と確実な運用を行うとともに、ガイドラインの基準を超える際は、医療や福祉関係者等で構成する審査会を開催するなどし、障害のある人への適切なサービス提供等に取り組みます。 				

理念	課題	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート	更新の考え方		取組内容(更新案)
					今後の取組方向	手法	理由・視点など	
		(2) 相談支援	① 地域での相談支援等の充実	<p>●市役所や保健所、相談支援事業所において、それぞれの障害特性に配慮したきめ細やかな相談対応に努めるなど支援体制の充実を図るとともに、委託相談支援事業所の周知など相談窓口の明確化に取り組みます。</p>	<p>・今後も高まる相談支援ニーズに対応するため、引き続き、委託相談支援事業所の連絡会を定期的に開催し、基幹相談支援センターの相談支援専門員がより効果的な研修等を企画・実施するなどして、相談員の知識や支援力の向上に取り組む。また、定期的にくしあど障害のある児童の支援機関等との意見交換の場を持ちながら、事例を参考に運用の改善を図るとともに、情報共有や連携スキームを確立するなど、発達に課題を抱える児童の切れ目のない支援に取り組んでいく。</p>	更新	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●総合相談機能を有する「基幹相談支援センター(保健福祉センター:2か所)」やそれぞれの障害種別を担当する委託相談支援事業所(市内6か所、市外2か所)、市役所、保健所等において、障害特性に配慮したきめ細やかな相談支援に取り組みます。また、これら相談窓口の一層の周知を図ります。</p>
<p>●入所・入院している人の地域生活への移行と定着を促進するため、住まいの確保やサービス利用に係る支援のほか、常時や緊急時の相談支援などを行う指定一般相談支援事業所の設置促進に取り組みます。</p>	<p>・地域移行・定着については、精神障害は基本施策1「①医療・相談支援の充実」に、それ以外は基本施策5「①住まいの確保等」で記載するため、移設する。</p>			—				
<p>●様々な相談や手続きへの対応をはじめ、専門的指導・助言、人材育成、関係機関・相談機関との連携の強化など、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るため、基幹型の総合相談窓口機能の設置に取り組んでいます。</p>	<p>・事業所ネットワーク会議の取組を追記する。</p> <p>・専門機関との連携を追記する。</p>			<p>●「基幹相談支援センター」が中心となり、地域の相談支援事業所等の連絡会や研修会を定期的に開催するほか、「相談支援」「就労支援」「地域生活支援」の事業所等によるネットワーク会議と情報を共有するなどし、地域課題の把握や支援機関の連携強化を図ります。また、兵庫県が設置する専門相談機関(ひょうご発達障害者支援センターなど)と連携して、地域の相談支援体制の充実に取り組めます。</p>				
<p>●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や福祉・保健・医療などの関係者で構成する自立支援協議会を開催し、障害のある人の地域生活における課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。</p>	<p>・本市の障害者施策の推進に向けては、引き続き、本市の「地域生活支援拠点」の中核を担う支援機関が中心となり、自立支援協議会や指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催・運営していくことで、障害当事者や地域の関係機関による協議の場を継続していく。また、一部の会議体で開催回数が減少したが、引き続き、負担軽減についても検討を進め、より効果的かつ効率的な運営体制となるよう協議していく。</p>		<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や福祉・保健・医療などの関係者で構成する自立支援協議会を開催し、障害のある人の地域生活における課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。</p>				
			②—専門相談機関との連携	<p>●兵庫県立総合リハビリテーションセンター(高次脳機能障害相談窓口など)、兵庫県精神保健福祉センター、兵庫県難病相談センター、ひょうご発達障害者支援センター等との連携を図ることで、相談支援の専門性を高めます。</p> <p>●ひょうご発達障害者支援センター、市児童発達支援センター、委託相談支援事業所等との連携を進めながら、児童発達相談支援の充実を図ります。</p>	<p>・各支援機関が該当する基本施策に移行して記載する。</p> <p>○リハビリ、難病C⇒基本施策1 ○ひょうご発達支援C⇒「①地域での相談支援等の充実」 ○児童発達支援C⇒基本施策3</p>	<p>更新</p>	<p>更新</p>	<p>—</p>

理念	課題	基本施策 施策の方向性	取組項目	取組内容(現行)	評価・管理シート	更新の考え方		取組内容(更新案)
					今後の取組方向	手法	理由・視点など	
		(2) 相談支援	③ ケアマネジメントの提供	<p>●障害のある人が必要に応じてサービスを適切に利用でき、かつ、総合的・継続的な支援が行えるよう、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」の作成に取り組めます。計画作成の促進にあたっては、行政窓口や委託相談支援事業所の体制強化を図るとともに、指定特定相談支援事業所などへの指導・助言や設置促進に取り組めます。</p>	<p>・利用計画の作成促進に向けては、主に知的障害のある人を支援対象とし、市内で日中・施設系サービス事業所を多く運営する社会福祉法人を新たに委託相談支援事業所として設置し、作成数の増加に取り組むとともに、作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、委託相談支援事業所(計8事業所)と今後の進め方等について協議を重ねながら、一層の連携・協力を図っていく。また、引き続き、基幹相談支援センター等が中心となって、研修会や連絡会を継続的に開催するなどし、相談支援事業所の人材育成や確保、連携強化に取り組んでいく。</p>	更新	<p>・基幹相談支援センターを中心とした計画相談支援の推進の取組を追記する。</p>	<p>●障害のある人が必要に応じてサービスを適切に利用でき、かつ、総合的・継続的な支援が行えるよう、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」の作成に取り組めます。計画作成の一層の推進に向けては、基幹相談支援センターが中心となり、地域の相談支援事業者の連絡会や研修会を継続的に開催するなどし、事業所への指導・助言や人材育成、連携強化などに取り組めます。</p>
			④ 相談員活動の充実	<p>●障害のある人へピアカウンセリングなどを行う相談員に対して必要な情報の提供や相談活動の質の向上を図るための研修を行うとともに、関係団体等と連携を図ります。</p>	<p>・相談員の資質向上や行政との連携を深めていくため、新たな制度の周知や情報提供に取り組むとともに、定期的な研修会等の実施に努める。</p>	更新	<p>・精神障害の相談員活動について追記する。</p>	<p>●障害のある人へのピアカウンセリングや公的機関とのつなぎ役を担う相談員に対して、必要な情報提供や新たな制度等の研修を行うとともに、関係団体や兵庫県とも協力しながら、相談員の資質向上や行政機関との連携を図ります。</p>